

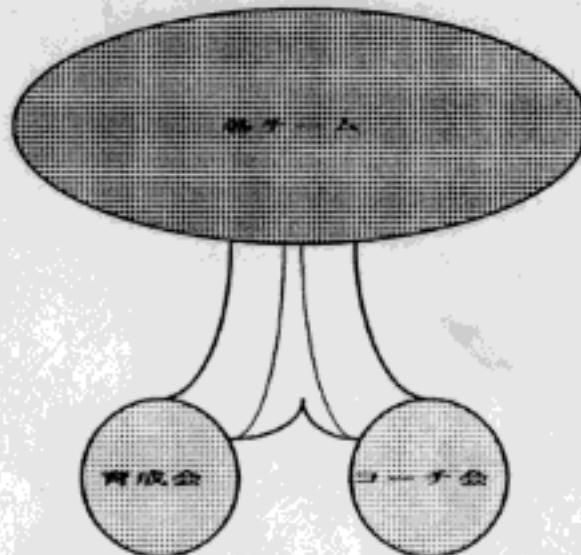
すべての力とチームのために



## 川崎ウイングスF・C

本部：川崎市高津区梶ヶ谷4-13-21 代表 小宮高雄

☎ 044 (865) 3139



## F・C 組織 表

### 《コーチ会》

監督 氏名 鈴木 哲夫 ☎ 044 (888) 2807

住 所 川崎市高津区梶ヶ谷6-3-30 村田ハイツ2

### 《育成会》

会長 氏名 山本 守重 ☎ 044 (855) 3005

住 所 川崎市高津区梶ヶ谷2-15-22

## K・W・F・C概要

(川崎ウイングスフットボールクラブ)

### 目的

年齢別に、一人一人の個性に応じた基礎からの練習により、サッカー技術の向上、体力づくりはもちろんのこと、団体生活を通して協調性・集中力・思いやりの心を育てつつ、生涯を通して楽しめるフットボールクラブを目的とします。

### 入部について

指定の入部申込書、誓約書にてお願いします。

### 練習に必要なもの

練習着・ボール(4号)・トレーニングシューズ・スパイク(固定式)・着替え・タオル

### 会員費について

4月、10月の年2回納入とし、1回6,000円とします。

### 退部について

退部される場合は、退部届をもって退会とします。

用紙指定は有りません。

### 保護者の方にお願い

1. 子供の着替えはできるだけ自分でさせてください。
2. 子供の持ち物には必ず名前を書いてください。
3. 練習を嫌がるときは必ずコーチにご相談ください。
4. 練習に必要なない物や不必要なお金はもてせないでください。
5. 練習を休む場合は連絡をしてください。

### スポーツ障害保険について

入部と同時にスポーツ障害保険に加入いたします。

#### [適用の範囲]

- ①当F.C.における活動中の事故
- ②当F.C.と会員の住所との通常の経路往復中の事故

### 練習場所について

当F.C.の練習場所は、多摩川河川敷を中心に行います。

## K・W・F・C 規約

(川崎ウイングスフットボールクラブ)

### 第1条 (名称・所在)

当フットボールクラブは、本部を川崎市高津区桙ヶ谷4  
-14-23におく。

### 第2条 (目的)

当フットボールクラブは、サッカーに対する理解と関心  
を深め、心身の育成と、スポーツの振興をはかることを目  
的に活動を行う。

### 第3条 (入部資格)

本人及び保護者が、当フットボールクラブの趣旨に賛同  
した者で5歳以上の健康な男女であること。

### 第4条 (指導)

当フットボールクラブは、部員の個性に適した方法でサ  
ッカーの指導をする。

### 第5条 (入部手続)

入部希望者は、入部申込書・入部誓約書に必要事項を記  
入、捺印して提出する。(成人以外は、保護者印が必要)

### 第6条 (部費)

毎年4月、<sup>3回</sup>7月、10月の2回とする。

4月 8月 12月

### 第7条 (休部)

ケガ、もしくは、やむを得ない理由で引き続き1ヶ月以  
上休む場合は、休部届を提出する。

### 第8条 (退部)

退部する場合は、退部届を提出しなければならない。

### 第9条 (部費の払い戻しについて)

一旦納入した会費は、払戻しない。但し、やむを得ない  
理由と当部が、認めた場合については、払戻することもあ  
る。

### 第10条 (部員のモラル)

部員は、次のことを、必ず守らなければならない。

1. 秩序、部内の規則、コーチの指示。
2. 部の目的にそう。
3. 明朗・快活なスポーツマンとしての誇りと毅然とした  
態度。

### 第11条 (除名)

当部は、本規約に違反したり、部員として相応しくない  
者を退部させることができる。

### 第12条 (保険)

当部員は、入部と同時にスポーツ障害保険に加入する。

### 第13条 (責任)

当部内の、諸規則やコーチの指示に従わないで起きた事

故、盜難について、当部は賠償しない。

メモ

**第15条 (組 織)**

当部は、コーチ会と育成会よりなり、役員の任期は1年  
とする。役員は総会にて承認の上、決定する。

**第16条 (発 効)**

この規約は、平成4年11月より発効する。